

国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (定義) 第2条 (略)</p> <p>2 この規程において部局等とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部、第6条第1項に規定する先端産学連携研究推進センター、保健管理センター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター、放射線研究室及び第11条に規定する附属施設をいう。</p>	<p>本則 (定義) 第2条 (略)</p> <p>2 この規程において部局等とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部、<u>第5条の2第1項に規定するグローバル教育院</u>、第6条第1項に規定する先端産学連携研究推進センター、保健管理センター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター、放射線研究室及び第11条に規定する附属施設をいう。</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。